

令和2年4月23日

市内保育施設利用保護者 各位

岩沼市長 菊地 啓夫
(公印省略)

緊急事態宣言期間中の保育所等の利用自粛について（要請）

当市の児童福祉行政におきましては、日ごろから御理解御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和2年4月16日に、政府から全国を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が行われるとともに、同月21日には、宮城県から同法第24条第9項に基づく休業要請が行われました。

このような状況を受け、本市では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、保護者の皆様に、緊急事態宣言期間中の保育所等（保育所、認定こども園（保育所機能部分）、小規模保育事業）につきまして、下記のとおり強く要請することにいたしました。感染拡大を防ぎ、子どもたちの健康を守るために、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 期 間 ・ **令和2年4月25日から令和2年5月6日**
※ 緊急事態宣言や休業要請の期間が延長された場合には、本要請の期間も延長いたします。
2. 対 象 ・ **保護者の勤務先が宮城県の休業要請を受け、休業が行われた保護者**
・ **テレワーク等在宅勤務等を行う保護者**
・ **その他家族や親戚等に子育ての協力を得られるなど、家庭での保育が可能な保護者**
3. 内 容 ・ **利用の自粛**

担当：岩沼市健康福祉部子ども福祉課

TEL:0223(22)1111 内線 397